

N P O法人の計算書類 実態調査並びにモデル記載例

平成19年2月

日本公認会計士協会近畿会

この冊子の内容は著作権法により保護されています。転載、複写などをご希望の方は事前に申請の上、許可を得て下さい。

まえがき

ボランティア活動をはじめ、市民が自由な社会貢献活動として行う特定非営利活動の健全な発展を促進するため、平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されて8年が経過しました。認証されたNPO法人の数も平成18年7月末現在全国で27,807法人、うち大阪府は2,101法人にのぼっています。

この間、公益法人、社会福祉法人などの非営利法人会計の分野においても、それらを取り巻く社会的状況は大きく変化してきました。公益法人等の業務運営に対してさまざまな批判があり、透明化あるいは適正化を図るために、財務面での情報公開の要請が高まったこと、景気の低迷に伴い、事業運営の効率化が求められてきたことなどから、公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準、独立行政法人会計基準などが制定あるいは改正されています。

一方、NPO法人は毎事業年度終了後3ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書等を作成し、事務所に備え置くと共に、所轄庁に提出しなければなりません。NPO法人の会計基準がまだ制定されていないことから、各NPO法人は、内閣府や大阪府の様式例によっているもの、公益法人会計基準によっているものなど、作成する計算書類はまちまちであるのが現状です。

近畿会非営利会計委員会（NPO法人小委員会）では、前回、設立初年度の計算書類がある程度出揃った状況を踏まえて、平成13年4月に、NPO法人の計算書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の内容を実態分析し、「特定非営利活動法人の計算書類」として、報告書を公表しました。しかしその後5年半が経過し、NPO法人の計算書類についてどのような変化が現れているかを調査するため、平成18年8月時点で大阪府に提出されたNPO法人の計算書類のうち一定の基準に該当するものについて、再度内容の実態分析を行いました。

近畿会同委員会では、NPO法人の適正な税務申告の一助となるよう、平成17年3月に「NPO法人の税務Q&A」を公表し、また今回「NPO法人の計算書類」をとりまとめましたが、本報告書が、NPO各法人の情報開示の参考として役立てばこの上ない喜びであります。

平成19年2月

日本公認会計士協会 近畿会
副会長 蔵口 康裕

日本公認会計士協会近畿会 非営利会計委員会

担当副会長 蔵口 康裕
委員長 山口 能孝
副委員長 星野 誠 (NPO法人小委員会担当)
NPO法人小委員会委員
五郎川 康
見鳥 信吉
市口 恭司
宮嶋 佐知子

計算書類のモデル記載例と説明は平成13年4月の報告書を基礎とした。

(平成13年4月の報告書作成メンバー)

委員長 中務 裕之
副委員長 小竹 伸幸 (特定非営利活動法人部会担当)
副委員長 蔵口 康裕
特定非営利活動法人部会委員
荒木 康弘
百々 季仁
岡森 久倫
小幡 寛子
星野 誠
鳴尾 美弓

近畿会事務局

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル2階

TEL 06 - 6271 - 0400

FAX 06 - 6271 - 0415

URL <https://www.jicpa-kenk.ne.jp/>

- 目 次 -

．はじめに	1
．調査の結果	2
1．決算期	2
2．規模	2
3．計算書類の様式	3
4．収支計算書と貸借対照表との関連について	4
5．財産目録	5
6．貸借対照表	5
7．収支計算書	5
8．注記関係	7
（1）資金の範囲の注記	7
（2）正味財産増減の注記	7
（3）固定資産の計上基準および減価償却の方法の注記	7
（4）保証債務等の注記	7
9．その他	9
10．損益計算書に相当する書類の作成について	10
．計算書類の例示と説明	10
1．財産目録	11
2．財産目録の説明	11
3．貸借対照表の例示	12
4．貸借対照表の説明	13
（1）貸借対照表、正味財産とは	13
（2）固定資産	13
（3）資金の範囲と収支計算書	13
（4）収支計算書と貸借対照表との関連	14
（5）設立時正味財産（第1期のみ記載される可能性がある）	14
（6）年度中に受贈した資金以外の財産	14
（7）科目の残高がゼロの場合	14
5．収支計算書の例示	15
6．収支計算書の説明	16
（1）予算額欄と備考欄の記載	16

(2) 収支計算書と貸借対照表との関連	16
(3) 次期繰越収支差額の内訳の記載.....	16
(4) 予備費	16
(5) 事業費と管理費	17
(6) 設立時資金有高	17
(7) 科目の残高がゼロの場合	17
7 . 計算書類に関する注記の例	18
8 . 注記の説明	19
(1) 固定資産	19
(2) 資金の範囲	19
(3) 次期繰越収支差額の内訳	19
(4) 固定資産の取得価額及び減価償却累計額	19
(5) 当期正味財産増加額（減少額）の内訳	19
(6) 設立時財産	20
(7) 年度中に受贈した財産	20
(8) その他	20
. 計算書類作成時のチェックリスト	21
. 参考資料.....	23
1 . 内閣府様式	23
(1) 財産目録.....	23
(2) 貸借対照表（勘定式）	24
(3) 貸借対照表（報告式）	25
(4) 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書	26
(5) その他事業の事業収支計算書	28
2 . 大阪府様式	30
(1) 財産目録 様式例	30
(2) 貸借対照表 様式例.....	31
(3) 収支計算書（特定非営利活動事業）様式例	32
(4) 収支計算書（その他事業）様式例	33

．はじめに

平成 10 年 12 月 1 日に特定非営利活動促進法が施行され、その後多くの任意団体が特定非営利活動法人（以下、NPO 法人という）の法人格を取得し、その活動は日々活発になっている。

特定非営利活動促進法は市民活動を促進する観点から創設され、そのことから設立において公益法人のような認可主義をとらず、法律的要件を備えておれば認証するという準則主義をとっている。また設立時の財産的な要件も公益法人や社会福祉法人のような高額な財産を要求せず、財産がゼロでも設立できる。設立前の活動実績も要求されない。

行政庁が厳しく監督することに代えて利害関係者によるチェックが期待されており、そのために情報公開制度が規定されている。具体的には特定非営利活動促進法では、財産目録、貸借対照表、収支計算書、収支予算書という計算書類を作成することが規定されている。そして、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に事業報告書と共に収支予算書を除く計算書類を所轄庁に提出することになっており、所轄庁はそれらを一般の閲覧に供している。また、法人の主たる事務所においても利害関係者への閲覧に供することになっている。

この計算書類の作成に関して、特定非営利活動促進法においては、3 つの原則、すなわち「正規の簿記の原則」「真実性・明瞭性の原則」「継続性の原則」と「収益事業の区分」しか定められておらず、具体的な開示の程度や様式は各法人の判断にゆだねられている。

しかしながら NPO 法人においては、活動については素晴らしい内容であるものの、管理面においては手薄となっていることも多く、会計報告にとまどっている法人もある。

本来、会計は法律にどのように規定されているかとか、所轄庁のひな型がどうなっているかとか、最小限どの程度の開示をすべきかという観点から考えるべきではなく、どのような対象にどのような開示をすることが法人のミッション（使命）遂行に役立つかという観点から考えるべきである。とは言っても、これらを各法人が考えることは困難であることも容易に想像できる。

以上のことを踏まえ、非営利会計委員会の NPO 法人小委員会は、一定の基準により調査対象とした 111 法人のうち、92 法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書の実態分析を行い、平成 13 年 4 月の前回調査からの変化を把握し、留意点を指摘すると共に、推奨される一つのモデル記載例を作成した。本報告書が関係各位の参考になり、各法人の情報開示が充実し、そして活動の発展につながれば幸いである。

・ 調査の結果

今回の調査は、大阪府において平成 11 年度に認証を受けたうち、平成 18 年 8 月 7 日調査時点において「大阪 N P O 情報ネット」（社会福祉法人 大阪ボランティア協会運営）に掲載されている 92 法人の直近の決算書を対象とした。

調査結果は次の通りである。

1 . 決算期

約8割の法人が3月を決算期としている。

決算期	法人数	(前回調査)
3 月	74	76
6 月	0	3
12 月	11	9
その他	7	10
合計	92	98

前回調査は、参考として、記載しており、調査対象法人は必ずしも一致していない。

2 . 規模

規模については、ほとんど活動していない法人から、かなりの規模で活動している法人までさまざまであり、その要約は以下の通りである。

N P O 法人特有のことであるが、活動しているにもかかわらず、収入支出が発生しないか、又は支出が発生しても手弁当で行われているために収支計算書では全ての金額がゼロのケースがある。

規 模	法人数	(前回調査)
(ア) 資産合計		
0 ~ 1,000 千円未満	19	57
1,000 千円以上 ~ 5,000 千円未満	28	30
5,000 千円以上 ~ 10,000 千円未満	13	12
10,000 千円以上 ~ 50,000 千円未満	25	10
50,000 千円以上	7	
(イ) 正味財産合計		
~ 100 千円未満	22	46
100 千円以上 ~ 500 千円未満	10	17
500 千円以上 ~ 1,000 千円未満	4	9
1,000 千円以上 ~ 2,000 千円未満	7	17
2,000 千円以上 ~ 5,000 千円未満	14	7
5,000 千円以上 ~ 10,000 千円未満	10	7

10,000 千円以上～50,000 千円未満	16	6
50,000 千円以上	9	
(ウ) 収入合計		
～500 千円未満	11	29
500 千円以上～1,000 千円未満	5	11
1,000 千円以上～2,000 千円未満	5	15
2,000 千円以上～5,000 千円未満	9	16
5,000 千円以上～10,000 千円未満	11	14
10,000 千円以上～50,000 千円未満	26	24
50,000 千円以上～100,000 千円未満	12	
100,000 千円以上～	13	

は、前回より法人の規模が大きくなっているものも多いため、規模の大きいものの分類を細分化した。

3. 計算書類の様式

8割以上の法人が、貸借対照表、収支計算書ともに報告式であった。

多くの法人において、予算と決算の対比形式となっており、また備考欄を設けて内容を説明していることは好ましいことである。

計算書類の様式は、法人間で大きな違いはなく、大半が大阪府作成のひな型か経済企画庁（平成13年以降内閣府。以下同じ）作成のひな型に準拠して作成されていた。

ただそのひな型をそっくり真似ているために、たとえば、貸借対照表での負債がゼロであるにもかかわらずひな型通りに短期借入金、未払金、長期借入金の科目のみが記載されているケースが多くあったが、残高の無い科目についての記載は不要である。

また、ひな型の財産目録に借入金の内訳の記載がないため、提出法人の財産目録にも内訳の記載がないケースが多々あったが、財産目録には明細を記載しなければならない。

その他、特定非営利活動とその他事業がある場合には、特定非営利活動に係る貸借対照表・収支計算書、その他事業に係る貸借対照表・収支計算書の総括表を作成することが、法人全体の状況を把握するために望まれる。

計算書類全般	法人数	(前回調査)
(ア) 貸借対照表は		
・報告式	79	99
・勘定式	13	10
(イ) 収支計算書は		
・報告式	90	92
・勘定式	2	17
(ウ) その他事業会計の計算書類の開示があるか		
・ある	7	11
・ない	85	87
(エ) 計算書類の様式は		

・内閣府（経済企画庁）	12	11
・大阪府	57	77
・その他	23	10

4．収支計算書と貸借対照表との関連について

収支計算書の当期収支差額と貸借対照表の正味財産増加額（減少額）が不一致であるが、その調整内容が示されていない。その場合計算機を用いて調整ができたケースもあるが、調整が全く不能なケースもあった。

一般の企業会計の場合、損益計算書と貸借対照表は株主資本等変動計算書を通じて関連が明らかであるが、NPO法人の場合は収支計算書と貸借対照表が単純に関連しない場合がある。調査対象の事例の中には、両書類間で調整が必要であるにもかかわらず記載されていないケースが多くあった。

収支計算書の「当期収支差額」と貸借対照表の「正味財産増加額（減少額）」とが一致しない場合には、必ず調整表を作成すべきである。調整表の様式については、経済企画庁作成のひな型のように収支計算書の最下部に「正味財産増減の部」を設ける方法、注記項目として説明する方法などがある。（後記のモデル記載例では注記項目として説明している。）

収支計算書の当期収支差額とB/Sの正味財産増減額について	法人数	(前回調査)
・調整の必要がない（一致しているの）	36	51
・調整の必要がある場合		
・収支計算書の下に正味財産増減の部を作成	12	9
・別に計算書を作成	2	2
・注記している	8	21
・調整内容の説明なし		
・内計算機を用いて調整可能	2	8
・内全く調整不能	32	7

収支計算書の次期繰越収支差額と貸借対照表の資金残高が不一致となっている場合があった。注記における資金の定義が誤っているか、もしくは収支計算書への記載が誤っていると考えられる。

収支計算書の「次期繰越収支差額」と貸借対照表の「資金」（法人が定義したもの）との関連について注記して、両者の関係を明瞭に表示すべきである。ただし資金を現金預金と定義する場合で、次期繰越収支差額と貸借対照表の現金預金合計との一致が一目瞭然の場合は、注記は不要である。

収支計算書の次期繰越収支差額とB/Sの資金は一致しているか	法人数	(前回調査)
・ 一致している		
・ 資金 = 現金預金だから	22	54
・ 資金 = 現金預金と短期金銭債権債務等の場合		
・ 次期繰越収支差額の注記があるから一致が確認できた	2	4
・ 同上の注記がなく計算機を使い確認できた	15	20
・ 不一致		
・ 資金の定義誤りと解釈すれば一致を確認できる	9	8
・ 全く解明不能	44	12

5. 財産目録

財産目録は、財産の明細を記載するものであるが、財産目録に明細が記載されていないものがあつた。たとえば、預金については銀行別等の明細が記載されているのに、貸付金、借入金については、その明細が記載されていないような場合である。中には、財産目録全体が貸借対照表と内容がほとんど同じとなってしまうものもあつた。

財産目録に明細の記載があるか	法人数	(前回調査)
・ ある	81	73
・ ない	11	36
合 計	92	109

今回の調査においては、明細の記載が若干でもある場合には「ある」として集計している。

6. 貸借対照表

貸借対照表の科目名について、NPO法人は非営利会計であるのに、企業会計と同じ科目、たとえば、資本金、欠損金という科目を使用している例があつた。NPO法人では資本という概念はないので、正味財産、当期正味財産増加額（減少額）というような科目名を使用すべきである。

また、減価償却を実施していないか、あるいは、減価償却を実施しているかどうか不明な場合が多い。適正な正味財産計算を行うためには、減価償却を実施する必要がある。

7. 収支計算書

収支計算書に正味財産増減の部を設けていた法人が13法人、正味財産増減計算書を別途作成していた法人が2法人、注記により正味財産増減を記載している法人が8法人であつた。

経常収支の部とその他資金収支の部に分けていたのは19法人で、他は分けていなかった。経常的な収支とそれ以外を別けて表記することは、経常的な収支差額が明示されることになるため、望ましいといえる。

経常支出を事業費と管理費等に分けている法人は79法人であった。NPO法人の場合には特定の事業に対してどの程度の支出があったか重要となる場合が多いので、一般的な管理費とは区分することが望ましい。

実績と予算との対比は現在では法定されたものではないが、事業の計画性が重視されるような事業を中心とするNPO法人であれば予算対比の形式が望まれる。予算対比となっている法人は68法人であった。ただし、予算と実績の差異欄がなかった法人が8法人あった。

予備費については、項目を設けていたのは46法人であった。しかし、実際その予備費を適切に使用している法人は少なかった。不適切な例としては、予算超過となっている科目がありながら予備費を使用していないケースや、使用していてもその流用先が不明なケースなどである。

収支計算書の備考欄の記載が不十分、全く記載のないもの、あるいは欄自体がない法人が43法人あった。（法律上、要請されているものではないが利害関係者への情報開示の充実という観点から記載が望まれる。）

特定非営利活動の会計を事業別に分けて収支計算書を作成しており、特定非営利活動会計の全体を表す合計表を作成していないものがあった。

収支計算書	法人数	(前回調査)
(ア) 正味財産増減の部に分かれているか		
・分かれている	13	9
・分かれていない	79	100
(イ) 経常収支とその他資金収支に分かれているか		
・分かれている	19	16
・分かれていない	73	93
(ウ) 経常支出は事業費、管理費等に分かれているか		
・分かれている	79	100
・分かれていない	13	9
(エ) 予算対比となっているか		
・なっている	68	80
・なっていない	24	29
(オ) 予算対比となっている場合、差異欄はあるか		
・ある	60	78
・ない	8	2
(カ) 予備費の項目はあるか		
・ある	46	59
・ない	46	50
(キ) 備考欄の記載はあるか		
・ある	49	42
・ない	43	67

8. 注記関係

(1) 資金の範囲の注記

資金の範囲について注記をしていない法人が多い。資金の範囲について注記があったのは28法人であったが、全ての法人で注記が必要である。資金の範囲を注記していても記載内容が誤っている場合があった。たとえば、資金の範囲が、現金預金であるにもかかわらず、「短期金銭債権債務を含む」という注記になっているなどである。

また、次期繰越収支差額の内訳を記載していない法人が多い。資金の範囲を現金預金と定義している場合を除き、次期繰越収支差額の内訳を注記する必要がある。

(2) 正味財産増減の注記

正味財産増減額の内訳を記載していない法人が多い。収支計算書の当期収支差額と貸借対照表の正味財産増加額（減少額）が不一致の場合は正味財産増減額の内訳を注記する必要がある。

資金の増減を伴わない財産の増減について記載する必要がある。例えば、年度中に受贈した資金以外の財産（例えば固定資産など）の内容、金額等を正味財産増加額（減少額）の内訳に記載する。

(3) 固定資産の計上基準および減価償却の方法の注記

固定資産の計上基準（金額）および減価償却の方法を注記することが必要である。減価償却の方法について注記をしていない法人が多い。

(4) 保証債務等の注記

保証債務の注記については、全ての法人で保証行為がなかったと思われるが、「保証債務なし」と注記している法人は25法人あった。NPO法人が債務保証をするケースは稀であると思われるのであえて注記をしなくてもよいとも考えられるが、保証債務は貸借対照表、収支計算書に計上されない取引であるので、保証債務がない旨の注記がある方が利害関係者に丁寧な情報開示と言える。担保提供資産についても同様である。

注記について	法人数	(前回調査)
注記はあるか		
・ある（ある場合、下の（ア）から（キ）へ）	36	
・ない	49	
（ア）重要な会計方針の注記について		
a) 有価証券についての注記があるか		
・ある	0	0
・ない	1	1
・該当なし（有価証券の計上がないため）	35	97
b) 固定資産の計上基準についての注記があるか		
・ある	1	0
・ない	23	32

<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし（固定資産の計上がないため） 	12	66
c) 固定資産の減価償却方法についての注記があるか		
<ul style="list-style-type: none"> ・ある 	5	12
<ul style="list-style-type: none"> ・ない 	19	20
<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし（固定資産の計上がないため） 	12	66
d) 引当金についての注記があるか		
<ul style="list-style-type: none"> ・ある 	0	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ない 	3	0
<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし（引当金の計上がないため） 	33	97
(イ) 資金の範囲についての注記があるか		
<ul style="list-style-type: none"> ・注記なし 	8	43
注記がある場合の資金の範囲		
<ul style="list-style-type: none"> ・現金預金 	15	38
<ul style="list-style-type: none"> ・現金預金及び短期金銭債権債務等（借入金等を除く） 	10	15
<ul style="list-style-type: none"> ・短期借入金等を含めた正味運転資金 	3	2
(ウ) 次期繰越収支差額の内訳の注記があるか		
<ul style="list-style-type: none"> ・ある 	15	4
<ul style="list-style-type: none"> ・ない 	18	33
<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし（資金の範囲が現金預金のため） 	3	61
(エ) 固定資産の取得価額、減価償却累計額の注記があるか		
<ul style="list-style-type: none"> ・ある 	5	7
<ul style="list-style-type: none"> ・ない 	19	1
<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし（固定資産の計上がないため） 	12	90
(オ) 保証債務についての注記があるか		
<ul style="list-style-type: none"> ・ある（すべて「保証債務なし」という注記であった） 	25	39
<ul style="list-style-type: none"> ・ない 	11	59
(カ) 担保提供資産についての注記があるか		
<ul style="list-style-type: none"> ・ある 	0	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ない 	36	97
(キ) 受贈された資産についての注記があるか		
<ul style="list-style-type: none"> ・ある 	0	0
<ul style="list-style-type: none"> ・ない 	36	98

前回は、注記事項そのものがない場合も、各注記項目「ない」の欄に集計している。今回、最初に注記の有無を調査し、あるものについて、注記事項の内容を調査している。

9. その他

下記のように計算書類における不備事項の範囲は多岐にわたるが、内容的には、少し注意をして計算書類をチェックすれば、かなりの不備事項は解消するものと思われる。

監査報告書が添付されていない法人が74法人であった。監査報告がある場合でも「以上の通り相違ありません」や「監査の結果、正確であることを認めます」程度の記載が多く、監査の対象、手続等の記載のある監査報告書はなかった。「上記のとおり御報告いたします。」の記載のあとに監事の氏名が記名押印されており、監事の役割を理解していないのではないかと思われる法人も見られた。

多くの利害関係者を有する大規模なNPO法人については、公認会計士または監査法人の監査を受けることが望ましい。

その他の調査事項	法人数	(前回調査)
(ア) 金額単位の記載はあるか		
・ある	77	92
・ない	15	17
(イ) 年度(会計期間)の記載はあるか		
・ある	91	107
・ない	1	2
(ウ) 各計算書類に法人名称の記載はあるか		
・ある	90	104
・ない	2	5
(エ) 監査報告があるか		
・ある	18	-
・公認会計士	0	-
・監事	18	-
・ない	74	-

「監査報告」については、前回は調査対象としていない。

10．損益計算書に相当する書類の作成について

今回の実態調査を行った結果、前回の調査結果とあまり相違ないものとなった。その原因のひとつとして、収支計算書の作成の難しさがある。一般の企業会計と異なる会計処理を行うため、経理の経験があるものでもその作成は難しいものと思われる。

実態調査の結果、「資金の範囲」について、会計方針の記載と実際の会計処理が異なる場合や、全く不明なものが多く見受けられた。これは、多くの経理担当者が「資金の範囲」の概念について、十分に理解していないことを意味するものと考えられる。

また、介護サービス事業を行っているNPO法人は、法人税の申告のため、収支計算書とは別に、損益計算書（に相当する書類）を作成しているのが実情である。

最近の非営利会計は、公益法人会計基準の改正に見られるように、「収支計算」から「損益計算」への変更がその流れとなっている。

このような中で、NPO法人でも損益計算書に相当する書類の作成が望ましいと考えられるが、NPO法上、収支計算書の作成が義務付けられていると解されることから、損益計算書に相当する計算書は作成することはできない。

NPO法人の財務報告に掛かる負担を軽減し、かつ、適正な財務報告を普及する為に、収支計算書のNPO法上の取り扱いについて、今後、検討していくことが望ましいと考えられる。

．計算書類の例示と説明

特定非営利活動法人が計算書類を作成するに当たって参考になるよう一つの様式を記載する。冒頭に記載したように、NPO法人の計算書類について細かな内容は法定されておらず、各法人の判断に任されている。重要なことは、法人内部の関係者や外部の関係者にどのような会計報告を行うことが、法人のミッション（使命）遂行のために有益であるかという観点である。また当然に法人の事務処理能力も影響する。

ここで記載した計算書類のモデル記載例はあくまで一つの例示であり、全ての法人がこれに従わなければならないというものではない。大阪府や経済企画庁のひな型にならっている法人が多いので、それらによる場合の説明を記載した。ある程度丁寧な情報開示を行っている例を示しているが、これよりももっと詳しい開示もあり得るし、逆に規模の小さな法人はもっと簡素な開示もあり得る。

この記載例を参考に、各法人において工夫を加えていただきたい。

1. 財産目録

第 期特定非営利活動に係る事業会計財産目録

平成18年 6月30日現在

(特定非営利活動法人)

(単位：円)

科 目 ・ 摘 要	金 額		
資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	55,000		
普通預金 八尾銀行布施支店	322,800		
未収金 第 期会費 12 名分	120,000		
流動資産合計		497,800	
2 固定資産			
車両運搬具 普通乗用車なにわ 500 も 1234	408,600		
敷金 事務所 35 m ² 分 山田ビル	400,000		
固定資産合計		808,600	
資産合計			1,306,400
負債の部			
1 流動負債			
未払金 器具レンタル料 6 月分	198,000		
預り金 給与・報酬源泉所得税 6 月分	50,000		
流動負債合計		248,000	
2 固定負債			
長期借入金 八尾銀行布施支店	850,000		
固定負債合計		850,000	
負債合計			1,098,000
正味財産			208,400

2. 財産目録の説明

財産目録の資産合計額は、負債合計額と正味財産額の合計と一致します。すなわち、資産 = 負債 + 正味財産という関係にあります。

財産目録の資産合計額、負債合計額及び正味財産額は、それぞれ貸借対照表の資産合計額、負債合計額及び正味財産額と一致します。「財産目録」は、「貸借対照表」の附属明細表的な位置付けのものであるので、各勘定科目の内容を具体的に記載してください。具体的な内容は、資産だけではなく負債についても記載してください。

3. 貸借対照表の例示

第 期特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

平成18年 6月30日現在

(特定非営利活動法人)

(単位：円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
資産の部			負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現金預金	377,800 C		未払金	198,000 C	
未収金	120,000 C		預り金	50,000 C	
			流動負債合計		248,000
流動資産合計		497,800	2 固定負債		
2 固定資産			長期借入金	850,000	
車両運搬具	408,600 D				850,000
敷金	400,000		固定負債合計		1,098,000
			負債合計		
固定資産合計		808,600	正味財産の部		
			前期繰越正味財産	50,000	
資産合計		1,306,400	当期正味財産増加額	158,400 a	
			正味財産合計		208,400
			負債及び正味財産合計		1,306,400

C D a は説明のための符号で実際の計算書類には記載しません。

(参考)

貸借対照表は報告式により作成しても問題はありませぬ。報告式とは以下のように資産の部の下に、負債、正味財産の部を記載する様式です。

科 目	金 額		
資産の部			
1 流動資産			
現金預金	377,800		
未収金	120,000		
流動資産合計		497,800	
2 固定資産			
車両運搬具	408,600		
敷金	400,000		
固定資産合計		808,600	
資産合計			1,306,400
負債の部			
1 流動負債			
未払金	198,000		
預り金	50,000		
流動負債合計		248,000	
2 固定負債			
長期借入金	850,000		
固定負債合計		850,000	
負債合計			1,098,000
正味財産の部			
前期繰越正味財産		50,000	
当期正味財産増加額		158,400	
正味財産合計			208,400
負債及び正味財産合計			1,306,400

4. 貸借対照表の説明

(1) 貸借対照表、正味財産とは

貸借対照表には、資産と負債そしてその差額である正味財産を記載します。

つまり正味財産とは、「資産 - 負債」の額のことです。ですから当然、資産合計額は、負債及び正味財産の合計額と一致します。

貸借対照表には、財産目録のような具体的な明細は記載せずに、勘定科目と残高だけを記載します。

正味財産がどのような理由で増えたか（減ったか）を注記4で説明しています。

収支計算書と貸借対照表との関連を分かりやすくするために、正味財産については前期以前の増減と当期の増減を区分して、「前期繰越正味財産」と「当期正味財産増加額（減少額）」と表示します。

(2) 固定資産

固定資産については、「10万円以上で1年以上使用見込みのものを計上する」というように法人ごとに資産計上基準を定めておきます。

Dは注記3と対応します。

(3) 資金の範囲と収支計算書

収支計算書は資金の増減を示す表ですが、各法人はその資金の範囲について定義をしなければなりません。

この例では、注記1(2)記載の通り「資金の範囲には、現金預金及び借入金等を除く短期金銭債権債務等を含めています」。つまり記載例の貸借対照表上でのC記号が付されている科目を資金と定義しています。記載例では流動資産と流動負債の科目全てにCが付されていますが、流動資産、流動負債という理由で付されているものではありません。仮にこの法人が貯蔵品、前払費用、短期借入金などといった流動資産、流動負債を有していても、これらは短期金銭債権債務等に含まれませんから資金ではなく、したがってCの符号はなされません。

収支計算書ではこのCの科目合計が増減する要因を記載します。

つまり、収支計算書に記載される取引は、1. 貸借対照表上でのCの科目とそれ以外の科目との取引（例えば現金を使用して車両を購入）、2. 貸借対照表のCの科目そのものが増減する取引（例えば収入を得て現金が増えたり、経費を支払って現金が減る場合）です。

逆に未収金を回収して現金が増える場合には、この例の資金の定義ではCの科目間での増減であり、Cの科目合計は変わりませんので、収支計算書には記載されません。

この例とは違って、資金の範囲を現金預金と定義した場合には、収支計算書は家計簿的な感覚で理解しやすいと思います。この場合には未収金を回収した場合も資金 = 現金預金が増えますから収支計算書に記載されます。ところが、資金 = 現金預金の場合には例えば期末に会場の借用料が未払であった場合に収支計算書に会場費は計上されませんから、未払や未収が発生した場合に法人の活動の実態を誤解する可能性があります。

なお、貸借対照表においては資金の定義がどうであっても未収金や未払金が計上され

ます。

(4) 収支計算書と貸借対照表との関連

当期正味財産増加額の a は注記 4 の A から誘導されるものです。

A から a に記入した後に貸借対照表の借方合計と貸方合計が一致しない場合にはどこかに誤りがあることとなります。

(5) 設立時正味財産（第 1 期のみ記載される可能性がある）

設立時に有する財産がある場合には、借方には該当する資産科目に金額を記載するとともに、貸方には「前期繰越正味財産」の科目を「設立時正味財産」に変更して記載します。そして注記にその財産の内容と金額を記載します。

(6) 年度中に受贈した資金以外の財産

年度中に受贈した資金以外の財産がある場合には、借方には該当する資産科目に金額を記載すると共に、貸方には「当期正味財産増加額」の科目に記載します。そして注記 4 の当期正味財産増加額の内訳の注記に記載します。さらに必要に応じて資産内容について詳しく注記します。

(7) 科目の残高がゼロの場合

残高の無い科目については記載は不要です。

5. 収支計算書の例示

第 期特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

平成17年 7月 1日 から 平成18年 6月30日まで

(特定非営利活動法人)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
収入の部			-	
1 会費等収入				
入会金収入	100,000	90,000	10,000	@10,000円×9人
会費収入	550,000	570,000	20,000	@10,000円×57人
2 事業収入				
環境保護啓発事業収入	1,000,000	1,050,000	50,000	@2,000円×525人
出版事業収入	600,000	579,300	20,700	@300円×1,931冊
3 補助金収入				
民間補助金収入	200,000	200,000	-	より 補助金
4 雑収入				
受取利息	500	400	100	
5 借入金収入				
長期借入金収入	1,000,000	1,000,000	-	銀行。車両及び事務所敷金支出のため
当期収入合計	3,450,500	3,489,700	39,200	
支出の部				
1 事業費				
環境保護啓発事業費	1,050,000	1,041,000	9,000	会議費、講師謝金など
出版事業費	900,000	890,000	10,000	ブックレットの印刷費など
2 管理費				
給料	130,000	125,000	5,000	事務パート@1,000円×125時間
会議費	3,000	2,900	100	総会貸会議室料
交通費	20,000	15,000	5,000	
通信費	40,000	59,700	300	電話代、切手代など
雑費	20,000			
雑費	7,000	6,300	700	
3 固定資産取得支出				
車両運搬具購入支出	600,000	600,000	-	中古普通自動車
4 敷金・保証金支出				
敷金支出	400,000	400,000	-	山田ビル
5 借入金返済支出				
長期借入金返済支出	150,000	150,000	-	
6 予備費				
予備費	150,000	-	130,000	
予備費	20,000	-		
当期支出合計	3,450,000	3,289,900	160,100	
当期支出差額	500	199,800 B	199,300	
前期繰越収支差額	50,000	50,000	-	
次期繰越収支差額	50,500 イ	249,800 E	199,300	

アイBEは説明のための符号で実際の計算書類には記載しません。

- (注) 1 予備費 20,000円は、臨時總會関係通知の発信並びに会報発送費用の増加のため通信費に充当使用した額です。

6. 収支計算書の説明

(1) 予算額欄と備考欄の記載

特定非営利活動促進法では予算書は所轄庁への届出書類となっていません。しかし社員などの利害関係者にとっては、予算と対比されている方が便利ですし、また備考欄の説明もある方が、理解が深まるため良いと考えられます。

差異欄は記載例のように - や A - B などと符号しておくとうよいと思います。

備考欄には、決算額の内容や予算との差異発生理由等を記載します。

(2) 収支計算書と貸借対照表との関連

「資金」と「非資金」（資金以外の財産）の両方に関係する取引（記載例の場合は、たとえば現金預金が減って車両運搬具が増える購入取引がこれに該当します。）があるような場合には、収支計算書の当期収支差額と貸借対照表の当期正味財産増加額（減少額）は、一致しません。（記載例では収支計算書のBの199,800円と貸借対照表のaの158,400円が一致していません。）このような場合両者の差を、収支計算書の最下部に「正味財産増減の部」を設ける方法、注記項目として説明する方法、正味財産増減計算書を作成する方法のいずれかの方法で明らかにします。（記載例では、Bの金額が注記4のbに記載されます。）

詳しい説明は注記4の説明に記載しています。

(3) 次期繰越収支差額の内訳の記載

次期繰越収支差額は、資金の範囲に定めた貸借対照表の勘定科目残高の合計と一致します。したがって、資金の範囲を現金預金とした場合には、貸借対照表の現金預金と収支計算書の次期繰越収支差額が一致しますので、特にその内訳を表示する必要はありませんが、それ以外の場合には、貸借対照表上で資金の範囲としている科目を加減しないと収支計算書の次期繰越収支差額と一致しているかがわかりません。このことを明らかにするため、次期繰越収支差額の内訳を注記します。（記載例では、Eが貸借対照表のCの科目の合計と一致していることを注記2で表示しています。）

(4) 予備費

収支予算書における予備費の設定の仕方として、前期繰越収支差額 + 当期収入の額 - 当期支出の額、すなわち当期に余る予定の金額の全額を予備費としている場合があります。このようにすると多額の金額を使用する権限を与えることになりかねませんから、これは好ましいことではありません。本来は法人として本当に「予備」として心づもりしておく金額を予備費として計上すべきです。そして、余剰予定の金額は記載例ではIのように次期繰越収支差額の欄に記載します。

(5) 事業費と管理費

記載例のように法人の事業の目的のために直接要した支出を事業費、法人の各種の業務を管理するための間接的な支出を管理費として区分する方がより有用な情報提供となります。

環境保護啓発事業費と出版事業費の内訳を給料、会場費などに分けて記載するとより詳しい報告となります。

(6) 設立時資金有高

第 1 期のみ記載される可能性があるのですが、設立時に有する財産がある場合で、その財産が資金である場合には「前期繰越収支差額」を「設立時資金有高」に変更して金額を記載します。

(7) 科目の残高がゼロの場合

残高の無い科目については記載は不要です。

7. 計算書類に関する注記の例

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産

ア. 計上基準

10万円以上で1年以上使用見込みのものを固定資産に計上しています。

イ. 減価償却の方法

定率法により減価償却を実施しています。

(2) 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金及び借入金等を除く短期金銭債権債務等を含めています。

2 次期繰越収支差額の内訳は、次のとおりです。

科目	前期末残高	当期末残高	
現金預金	50,000円	377,800円	C
未収金	0円	120,000円	C
合計	50,000円	497,800円	
未払金	0円	198,000円	C
預り金	0円	50,000円	C
合計	0円	248,000円	
次期繰越収支差額	-	50,000円	E

3 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	
車両運搬具	600,000円	191,400円	408,600円	D
合計	600,000円	191,400円	408,600円	

4 当期正味財産増加額の内訳は、次のとおりです。

当期収支差額	199,800円	b
車両運搬具購入額	600,000円	ア
敷金増加額	400,000円	ア
借入金返済額	150,000円	ウ
車両運搬具減価償却額	191,400円	エ
借入金増加額	1,000,000円	イ
当期正味財産増加額	<u>158,400円</u>	A

5 保証債務、担保提供資産はありません。

A C D E b アイウエは説明のための符号で実際の計算書類には記載しません。

(備考)

上記の記載例に加えて、以下の項目に該当するものがある場合には注記してください。

・重要な会計方針

有価証券を保有している場合、その評価基準及び評価方法

引当金を設定している場合、その計上基準

・保証債務がある場合は、その内容

・借入金等に対する担保提供資産がある場合は、その設定状況

・設立時財産がある場合、その内容

・年度中に受贈した財産がある場合は、その内容

8. 注記の説明

(1) 固定資産

「取得価額が10万円以上で1年以上使用見込みのものを計上しています」などと計上基準を注記します。

減価償却資産がある場合には、減価償却を実施するか否かと実施した場合にその方法を注記します。実施していない場合には「減価償却は実施していません」と記載します。

(2) 資金の範囲

資金の範囲の注記は、どのような場合にも必ず必要です。

記載例では資金の範囲に含まれた勘定科目はCの科目です。

(3) 次期繰越収支差額の内訳

資金の範囲を現金預金とした場合には、貸借対照表の現金預金と収支計算書の次期繰越収支差額が一致しますので、特にその内訳を記載する必要はありませんが、それ以外の場合には、次期繰越収支差額の内訳つまり資金の構成要素を注記します。

(4) 固定資産の取得価額及び減価償却累計額

貸借対照表の固定資産残高を減価償却額控除後の金額としている場合(直接法)には、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高を注記します。

(5) 当期正味財産増加額(減少額)の内訳

収支計算書の当期収支差額と貸借対照表の当期正味財産増加額(減少額)が、一致しない場合、両者の差を注記で明らかにします。

資金(Cの符号の科目)の増減は収支計算書に記載されています。もし法人がCの科目以外に貸借対照表の科目残高がない場合には、当期収支差額と当期正味財産増加額(減少額)とは一致しますので、記載例の4の注記は不要になります。

また内閣府の様式の場合は、収支計算書の最下部に「正味財産増減の部」を設けて貸借対照表との関連づけを行っていますから、この様式を採用する場合にはここでの注記は不要です。

記載例ではCの科目以外に残高がありますので、収支計算書と貸借対照表との関連性を説明する必要があります。つまりCの科目については収支計算書で増減が説明されていますが、それ以外の科目についてこの注記で説明します。

アは、固定資産購入のための支出として収支計算書に資金の減少として記載されています。しかし、法人としては資金が固定資産にかわっただけで、正味財産は増えも減りもしていません。したがってここでは加算しています。

イは、長期借入金の取引を行ったことにより、資金が増加したとしてbの当期収支差額の増加の要素になっていますが、法人としては借入をして資金が増えただけで正味財産は変動していませんので、ここでは減算しています。

ウはイの借入の反対です。元本返済としてbの当期収支差額の減少の要素になっていますが、資金が減ると共に負債も減っていますので正味財産は変動していません。した

がってここでは加算をしています。

工は資金に関係ない取引です。車両の価値が減価償却分だけ減ったと考えてください。その分正味財産が減っていますので減算しています。

年度中に資金以外の資産を受贈した場合には、例えば土地を受贈した場合には「土地受贈額××円」と記載します。

(6) 設立時財産

設立時財産がある場合、その内容と金額を記載します。

(7) 年度中に受贈した財産

4で記載した「土地受贈額××円」について、さらに詳しく、受贈資産の内容、例えば土地であれば住所（地番）、面積、及び金額の根拠などについて注記することが望まれます。注記の場所は上の当期正味財産増加額（減少額）の内訳の欄でも結構ですし、別に項目を設けても結構です。また収支計算書に計上された資金の受贈内容についても必要に応じて、同様に内容を注記します。

(8) その他

全ての法人において、必ず必要となる注記は上記注記例の中の「1 - (2) 資金の範囲」です。他の注記は該当する場合に記載してください。

ただし保証債務・担保提供資産については、該当無い場合であっても「保証債務、担保提供資産はありません」などと記載すると丁寧な注記となります。

・ 計算書類作成時のチェックリスト

	はい	いいえ	該当なし
財産目録			
表題は特定非営利活動、その他の事業などに分けて記載されているか 定款にその他の事業の記載がある場合で、当期には事業を行っていない場合には 金額をゼロとして計算書類を作成するか、または事業報告にその旨記載している か			
決算期が記載されているか			
法人名が記載されているか			
金額単位が記載されているか			
貸借は一致しているか			
勘定科目の金額は貸借対照表と全て一致しているか			
勘定科目の明細は適切に記載されているか			
貸借対照表			
表題は特定非営利活動、その他の事業などに分けて記載されているか その他の事業を行っていない場合その旨適切に開示しているか			
決算期が記載されているか			
法人名が記載されているか			
金額単位が記載されているか			
貸借は一致しているか			
大科目については残高がゼロでも記載しているか			
前期末の正味財産合計額と当期の「前期繰越正味財産」の額は一致しているか			
固定資産は計上されているか			
・ 固定資産計上基準を定めているか			
・ 計上基準に従って貸借対照表に計上しているか（受贈資産を含む）			
定めた減価償却方法に従い減価償却を実施しているか			
設立時に資金又は非資金の財産の提供を受けた場合、設立時正味財産を正味財産 の部に記載しているか（1期目だけ可能性がある）			
未収、未払を計上しているか			
現金預金は実際残高を確認したか			
資金と収支計算書の次期繰越収支差額は一致しているか			
・ 一致が一目瞭然でない場合注記しているか			
正味財産増加額（減少額）と収支計算書の当期収支差額は一致しているか			
・ 一致していない場合次のいずれかの形式で調整が示されているか			
・ 注記			
・ 収支計算書に正味財産増減の部を追加			
・ 正味財産増減計算書を作成			

	はい	いいえ	該当なし
収支計算書			
表題は特定非営利活動、その他の事業などに分けて記載されているか その他の事業を行っていない場合その旨適切に開示しているか			/
会計期間が記載されているか			/
法人名が記載されているか			/
金額単位が記載されているか			/
足し算、引き算は合っているか			/
大科目については残高がゼロでも記載しているか			/
前期末の「次期繰越収支差額」と当期の「前期繰越収支差額」は一致しているか			/
備考欄に適切な説明がなされているか（推奨）			
予備費の使用についてその内容が分かるように記載されているか			
設立時に資金の提供を受けた場合、設立時資金有高を記載しているか（1期目だけ 可能性がある）			
注記			
重要な会計方針			
有価証券の評価基準			
固定資産の計上基準			
固定資産の減価償却方法			
引当金の計上基準			
資金の範囲			/
次期繰越収支差額の内訳			
当期正味財産増加額（減少額）の内訳			
固定資産の取得価額及び減価償却累計額（直接法の場合）			
保証債務			
担保提供資産			
設立時財産			
年度中に受贈した財産			

・ 参考資料

1. 内閣府様式

(1) 財産目録

(法第28条第1項関係「前事業年度の財産目録」)

年度 会計財産目録
年 月 日現在

特定非営利活動法人

科目・摘要	金額 (単位:円)		
資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金(現金手許有高)	×××		
普通預金(銀行支店)	×××		
未収会費			
年度会費(名分)	×××		
流動資産合計		×××	
2 固定資産			
車両(台)	×××		
備品(台)	×××		
敷金	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
負債の部			
1 流動負債			
短期借入金(銀行支店)	×××		
預り金(職員に対する源泉所得税)	×××		
流動負債合計		×××	
2 固定負債			
長期借入金(銀行支店)	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

(2) 貸借対照表 (勘定式)

(法第 28 条第 1 項関係「前事業年度の貸借対照表 (勘定式) 」)

年度 会計貸借対照表

年 月 日現在

特定非営利活動法人

科 目	金 額 (単位 : 円)		科 目	金 額 (単位 : 円)	
資産の部			負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現金	× × ×		短期借入金	× × ×	
普通預金	× × ×		未払金	× × ×	
当座預金	× × ×		預り金	× × ×	
未収会費	× × ×		流動負債合計		× × ×
流動資産合計		× × ×	2 固定負債		
2 固定資産			長期借入金	× × ×	
車両	× × ×				
什器	× × ×		固定負債合計		× × ×
備品	× × ×		負債合計		× × ×
敷金	× × ×		正味財産の部		
固定資産合計		× × ×	前期繰越正味財産	× × ×	
			当期正味財産		
			増加額(減少額)	× × ×	
			正味財産合計		× × ×
資産合計		× × ×	負債及び正味財産		
			合計		× × ×

(3) 貸借対照表(報告式)

(法第28条第1項関係「前事業年度の貸借対照表(報告式)」)

年度 会計貸借対照表

年 月 日現在

特定非営利活動法人

科 目	金 額 (単位:円)		
資産の部			
1 流動資産			
現金	× × ×		
普通預金	× × ×		
当座預金	× × ×		
未収会費	× × ×		
流動資産合計		× × ×	
2 固定資産			
車両	× × ×		
什器	× × ×		
備品	× × ×		
敷金	× × ×		
固定資産合計		× × ×	
資産合計			× × ×
負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	× × ×		
未払金	× × ×		
預り金	× × ×		
流動負債合計		× × ×	
2 固定負債			
長期借入金	× × ×		
固定負債合計		× × ×	
負債合計			× × ×
正味財産の部			
前期繰越正味財産		× × ×	
当期正味財産増加額(減少額)		× × ×	
正味財産合計			× × ×
負債及び正味財産合計			× × ×

(4) 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

(法第28条第1項「前事業年度の特定非営利活動に係る事業会計収支計算書」)

年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人

科 目	金 額 (単位:円)		
経常収入の部			
1 入会金・会費収入			
入会金収入 (円×人分)	×××		
会費収入 (円×人分)	×××	×××	
2 事業収入			
事業収入	×××		
事業収入	×××	×××	
3			
.....	×××	×××	
経常収入合計			×××
経常支出の部			
1 事業費			
事業費	×××		
事業費	×××	×××	
2 管理費			
費	×××		
料	×××	×××	
3 支出			
支出	×××	×××	
経常支出合計			×××
経常収支差額			×××
その他資金収入の部			
1			
.....	×××	×××	
2 その他の事業会計から繰入		×××	
その他資金収入合計			×××
その他資金支出の部			
1			
.....	×××	×××	
その他資金支出合計			×××
当期収支差額			×××
前期繰越収支差額			×××
次期繰越収支差額			×××

(正味財産増減の部)			
正味財産増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額(再掲)		× × ×	
.		× × ×	
2 負債減少額			
.		× × ×	
増加額合計			× × ×
正味財産減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)		× × ×	
.		× × ×	
2 負債増加額			
.		× × ×	
減少額合計			× × ×
当期正味財産増加額(減少額)			× × ×
前期繰越正味財産額			× × ×
当期正味財産合計			× × ×

(5) その他事業の事業収支計算書

(法第 28 条第 1 項「前事業年度のその他の事業会計収支計算書」)

年度 その他事業会計収支計算書
年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人

科 目	金 額 (単 位 : 円)		
経常収入の部			
1 事業収入			
事業収入	× × ×		
事業収入	× × ×	× × ×	
経常収入合計			× × ×
経常支出の部			
1 事業費			
事業費	× × ×		
事業費	× × ×	× × ×	
2 管理費			
費	× × ×		
料	× × ×	× × ×	
経常支出合計			× × ×
経常収支差額			× × ×
その他資金収入の部			
1 収入			
・ ・ 収入	× × ×	× × ×	
その他資金収入合計			× × ×
その他資金支出の部			
1 支出			
・ ・ 支出	× × ×	× × ×	
2 特定非営利活動に係る事業会計へ繰出		× × ×	
その他資金支出合計			× × ×
当期収支差額			× × ×
(正味財産増減の部)			
正味財産増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額(再掲)		× × ×	
・ ・ ・ ・		× × ×	
2 負債減少額			
・ ・ ・ ・		× × ×	
増加額合計			× × ×

正味財産減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)		× × ×	
.		× × ×	
2 負債増加額			
.		× × ×	
減少額合計			× × ×
当期正味財産増加額(減少額)			× × ×
前期繰越正味財産額			× × ×
当期正味財産合計			× × ×

2. 大阪府様式

(1) 財産目録 様式例

【 財産目録 様式例 】

〇〇〇会計財産目録			
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇			
年 月 日			
科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金			
普通預金	銀行		
流動資産合計			
2 固定資産			
土地	平米		
固定資産合計			
資産合計 (A)			
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計			
2 固定負債			
固定負債合計			
負債合計 (B)			
正味財産 (A) - (B)			

【 作成上の注意 】

- ① 特定非営利活動に係る事業及びその他の事業の事業毎にそれぞれ別葉にして作成してください。(定款において、「その他の事業」を実施することとしていない場合は、「特定非営利活動に係る事業」のみになります。)
- ② 作成にあたっては、設立時に存在するものを記載してください。(設立時の正味財産がない場合は、資産、負債及び正味財産のそれぞれ合計欄に0を記載してください。)
- ③ 日付には、登記簿に記載された法人成立の日を記載してください。
- ④ 科目については、43ページを参考にしてください。
- ⑤ 財産目録は、常に、事務所に備え置く必要があります。

(2) 貸借対照表 様式例

【 貸借対照表 様式例 】 (50ページ関係)

〇〇〇 会 計 貸 借 対 照 表			
特定非営利活動法人			
年 月 日現在			
科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
.	〇〇〇		
.	〇〇〇		
流動資産合計		〇〇〇	
2 固定資産			
.	〇〇〇		
.	〇〇〇		
.	〇〇〇		
固定資産合計		〇〇〇	
資産合計			〇〇〇
II 負債の部			
1 流動負債			
.	〇〇〇		
.	〇〇〇		
.	〇〇〇		
流動負債合計		〇〇〇	
2 固定負債			
.	〇〇〇		
.	〇〇〇		
.	〇〇〇		
固定負債合計		〇〇〇	
負債合計			〇〇〇
III 正味財産の部			
正味財産			〇〇〇
(当期正味財産増加額(減少額))			(〇〇)
負債及び正味財産合計			〇〇〇

【 作成上の注意 】

- ① 特定非営利活動に係る事業、その他の事業の事業ごとに別業にして、日本工業規格A列4番の用紙で提出してください。(科目の設定は、43ページ参照)
- ② 作成の日付は、毎事業年度終了日となります。
- ③ 〇〇〇には、特定非営利活動に係る事業、その他の事業を記入してください。

(3) 収支計算書(特定非営利活動事業)様式例

【 収支計算書(特定非営利活動事業) 様式例 】 (50ページ関係)

〇年度 特定非営利活動事業収支計算書				
特定非営利活動法人の名称				
____年 月 日 から ____年 月 日 まで				
科 目	最終予算額	決算額	差 異	備 考
I 収入の部				
1				
2 入会金・会費収入				
.				
3 事業収入				
.				
.				
4				
.				
5 その他の事業繰入金収入				
.				
当期収入合計(A)				
前期繰越収支差額				
収入合計(B)				
II 支出の部				
1 事業費				
.				
.				
.				
2 管理費				
.				
.				
3				
.				
.				
4 予備費				(注)
当期支出合計(C)				
当期収支差額(A)-(C)				
次期繰越収支差額(B)-(C)				

(注) 予備費〇〇〇は、△△△の支出に使用した額である。

【 作成上の注意 】

- ① 特定非営利活動に係る事業、その他の事業の事業ごとに別葉にして、日本工業規格A列4番の用紙で提出してください。(科目の設定は、40ページ以降参照)
- ② 〇には、平成〇年度(若しくは西暦)で記載してください。
- ③ 最終予算額については、必ず記載を要するものではありません。

(4) 収支計算書(その他事業)様式例

【 収支計算書(その他事業) 様式例 】 (50ページ関係)

〇年度 その他の事業収支計算書					
特定非営利活動法人の名称					
____年 月 日 から ____年 月 日まで					
科 目	最終予算額	決算額	差 異	備 考	
I 収入の部					
1					
2 入会金・会費収入					
3 事業収入					
4					
当期収入合計(A)					
前期繰越収支差額					
収入合計(B)					
II 支出の部					
1 事業費					
2 管理費					
3					
4 予備費				(注)	
当期支出合計(C)					
当期収支差額(A)-(C)					
次期繰越収支差額(B)-(C)					

(注) 予備費〇〇〇は、△△△の支出に使用した額である。

【 作成上の注意 】

- ① 特定非営利活動に係る事業、その他の事業の事業ごとに別葉にして、日本工業規格A列4番の用紙で提出してください。(科目の設定は、40ページ以降参照)
- ② 〇には、平成〇年度(若しくは西暦)で記載してください。
- ③ 最終予算額については、必ず記載を要するものではありません。

あとがき

私ども日本会計士協会近畿会の非営利会計委員会は、公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人の5つの小委員会で、各法人における会計及び監査に関する調査研究、関係機関との意見交換会や研修会の開催を行っています。

非営利法人の会計は今、大きく変わろうとしています。学校法人では私学法の改正が行われ、平成17年3月期から一部適用されており、平成17年4月より開始する事業年度より、改正された「学校法人会計基準」が適用されています。また、公益法人では「公益法人会計基準」が改正され、平成18年4月1日以降開始する事業年度から実施されています。

NPO法人におきましても、その数は全国で2万7千法人、大阪府で2千法人を超えてきました。

P.F.ドラッカーは、その著書「ネクスト・ソサエティ」の中で、「20世紀において、われわれは政府と企業の爆発的な成長を経験した。だが21世紀において、われわれは、新たな人間環境としての都市社会にコミュニティをもたらすべきNPO（非営利組織）の、同じように爆発的な成長を必要としている。」と書いています。

最近の日本の状況を考えましても、高度経済成長の終焉から、バブルの崩壊、財政赤字の拡大、安定成長時代へ、という流れの中で、これまでのような政府、企業の成長は考えにくい状態です。その中で、今後、NPO法人をはじめとしたさまざまな非営利組織がその数を増やし、社会の重要な局面を担うこととなり、それらの非営利組織の会計がこれからますます重要視されると考えます。

NPO法人の会計の現状について調査したこの小冊子が、それに係わる多くの実務家の方々の参考となることを期待しております。

平成19年2月

非営利会計委員会委員長 山口 能孝